

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年1月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100051 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100076 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 11 月 1 日から同年 10 月 21 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 10 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年 10 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 60 年 4 月 1 日に A 社に入社し、今まで、B、C、D にある事業所への転勤があったが、間が途切れることなく現在に至っている。社会保険の手続きは、各事業所で行っていたが、厚生年金保険料は入社以降給料から控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録、請求者及び E 社 (A 社 B 事業所から名称変更) が提出した人事記録表によると、請求者は、昭和 63 年 10 月 21 日付けで A 社 D 事業所から A 社 B 事業所に異動していることが確認でき、その後も同社にて正社員として継続して勤務していたことがうかがえることから、同社において昭和 63 年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、昭和 63 年 10 月の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 事業所に係る同年 11 月の厚生年金保険の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E 社の事業主は、昭和 63 年 10 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、同年同月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金の記録における資格取得年月日である同年 11 月 1 日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 10 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2100129号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2100026号

第1 結論

平成4年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月から平成5年3月まで

平成3年2月末会社を退職したため、私は無職で土木作業員などの日雇いのアルバイトで生活していました。自宅を訪問された年金事務所の方の勧めで平成4年に初めて国民年金保険料の全額免除の申請をしました。自宅で係の方から免除申請書を渡され、その場で私が私と妻の住所、氏名などを記入して申請書を係の方に手渡しました。請求期間が保険料未納となっているので、全額免除の期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請について、1枚の免除申請書に夫婦二人の氏名を連名で書いたと主張しているところ、オンライン記録及びA市が提出した保険年金システムの記録によると、請求者の国民年金の記号番号(*)は、平成3年12月から平成4年1月までの間に払い出されたものと推認でき、請求期間について免除申請を行うことは可能であったことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び前述の保険年金システムの記録によると、請求者の配偶者は、請求期間において国民年金保険料の申請免除と記録されていることが確認できるものの、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の免除記録は確認できない。

また、A市は、請求者及び請求者の配偶者に係る国民年金関係の資料の保管は、前述の保険年金システムの記録以外はない旨並びに日本年金機構は、請求者の配偶者の国民年金保険料の免除に係る資料の保管はない旨回答していることから、請求者の主張について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100002 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100075 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所及び B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月 20 日から平成 4 年 9 月 20 日まで

請求対象事業所は、A 事業所から社名変更して B 社として、情報誌等を発行していた。当時、社員は 10 名以上在籍しており厚生年金保険の強制適用事業所であったと思われる。求人広告でも保険完備の告知案内をしている。

勤務していたことは確かなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所について、請求者に係る雇用保険被保険者記録によると、事業所名称を「A 事業所事業主 C」として、昭和 58 年 9 月 9 日から昭和 59 年 4 月 14 日までの期間の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、A 事業所の事業所名称では商業登記簿謄本で確認できないことから、法人事業所ではなく個人事業所であった可能性があり、日本年金機構は、同事業所名称での厚生年金保険適用記録がない旨回答している。このことから、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

B 社について、請求者が事業主であったと回答した者の氏名が閉鎖登記簿の役員欄に記載されている B 社は、オンライン記録によると、平成 4 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 7 月 31 日に適用事業所ではなくなっており、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

また、B 社に係る閉鎖登記簿の役員欄で氏名が確認できる者はいずれも所在が確認できない。

さらに、E 市は、請求者の国民健康保険の加入履歴について、昭和 57 年 4 月 1 日から現在まで加入中である旨回答しており、請求者が提出した出版物、写真等の写しからは、請求者の A 事業所及び B 社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100180 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100077 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 市 B 病院 (現在は、C 病院) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで
昭和 59 年 5 月から A 市 B 病院に臨時職員の看護師として勤務した。当時は、本採用の前に臨時期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 12 条には、適用事業所に臨時に使用される者であって、2 か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としなない旨規定されている。

C 病院が提出した請求者に係る職員名簿によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 59 年 5 月 1 日から同年 6 月 29 日まで、同年 7 月 1 日から同年 8 月 30 日まで、同年 9 月 1 日から同年 10 月 30 日まで、同年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日まで、昭和 60 年 1 月 1 日から同年 2 月 27 日まで及び同年 3 月 1 日から同年同月 31 日までの期間において、A 市 B 病院にそれぞれ 2 か月以内の勤務を命じられており、前述の厚生年金保険法第 12 条に該当することが確認できる。

また、C 病院は、請求者に係る資料は前述の職員名簿以外に保管はないと回答している上、請求者も請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。